

## プール学院大学大学院学生共同研究室使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、プール学院大学大学院学生（以下大学院学生」という。）の研究活動の場としての大学院学生共同研究室（以下「共同研究室」という。）の使用に関して必要なことを定める。

### (使用資格)

第2条 共同研究室を使用できる者は、大学院学生とする。

### (管理・所管)

第3条 共同研究室の管理および使用に関する事務は、事務局教務課が所管する。

### (使用方法)

第4条 共同研究室を使用する場合、教務課において学生証を提示のうえ共同研究室の鍵を借り受けなければならない。

2 使用後は、当日中に教務課に鍵を返却しなければならない。

3 ただし、教務課の業務終了後もしくは大学休業日の場合は、前2項の教務課を守衛室と読み替える。

### (使用時間)

第5条 使用時間は午前9時から午後8時までとする。

### (遵守事項)

第6条 使用者は、次の事項を遵守するほか、施設管理者の指示に従わなければならない。

(1) 火気、盗難、器物の破損については嚴重に注意し、使用後は整理整頓した上で清掃、戸締まり、消灯、閉栓等を行わなければならない。

(2) 施設内の設備、備品等の移動ならびに無断借用は行ってはならない。

(3) 共同研究室の室内での飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。

(4) 他の使用者の研究活動の妨げになる行為は行ってはならない。

### (破損等)

第7条 使用者は施設および備品等を破損したときは直ちに教務課に届けなければならない。

2 学長が必要と認めた場合は、その損害を弁済しなければならない。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

### 付 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

2015（平成27）年4月1日改正施行